大学院生等の学会発表等に対する助成に関する要領

制　　定　平成13年２月７日
研究科長懇談会
最新改正　2020年１月15日

（趣旨）

第１条　この要領は、成蹊大学大学院（以下「本大学院」という。）に在学する学生の研究成果の学会発表及び学会参加を奨励し、もって学術研究の促進を図ることを目的として行う助成に関し必要な事項を定める。

（資金）

第２条　助成に必要な資金は、成蹊学園教育振興基金規則に定める教育振興資金をもって充てる。

（助成の種類）

第３条　助成は、学会発表助成及び学会参加助成の２種類とする。

（対象となる学会）

第４条　助成の対象となる学会は、日本学術会議に登録されている全国規模の学会（これに相当する国際学術会議を含む。）又はこれに準ずる学会が開催する学術研究集会（部会、シンポジウム、ポスターセッション等を含む。）とする。

（対象となる者）

第５条　学会発表助成の対象となる者は、個人研究又は共同研究の成果を国内外で開催される学会で登壇して発表し、又は報告する本大学院に在学する学生とする。ただし、ポスターセッションにおいて連名で発表する場合は、そのうちの１名を対象とする。

２　学会参加助成の対象となる者は、国内外で開催される学会に参加する、理工学研究科を除く本大学院の研究科に在学する学生とする。

３　理工学研究科早期修了を希望し、３年次後期に行われる事前審査を通過した成蹊大学理工学部の学生（以下単に「理工学部の学生」という。）が、理工学研究科早期修了を希望する学生の登録要件に関する要領第９条第１項第２号に規定する学会発表を行う場合には、第１項に規定する学会発表助成の対象に含めることができる。

（回数）

第６条　助成金の交付は、助成の種類の如何にかかわらず、対象となる者１人につき、毎年度１回とする。

（国内開催学会助成基準）

第７条　国内で開催される学会に出席する場合は、次の各号の規定に基づき助成することとし、その総額は、学会発表助成にあっては39,000円、学会参加助成にあっては20,000円とする。ただし、学会発表助成の交通費は、25,000円を限度とする。

（１）交通費　当該学会に出席するために要する往復交通費の実費とする。ただし、鉄道にあっては東京駅を起点とした往復運賃（特急又は急行を使用する場合は、その料金を含む。）とし、片道の乗車区間が 101km以上の場合は、学生割引乗車券の往復運賃とする。

（２）宿泊費　当該学会に出席するために宿泊を要する場合に限り１泊 7,000円とし、２泊を限度として助成する。ただし、夜行列車、夜行バス又は船舶を利用する場合は、その利用に係る宿泊を除く。

２　前項の場合において、学会開催地が東京都、千葉県、神奈川県及び埼玉県である場合は、助成の対象としない。

（国外開催学会助成基準）

第８条　国外で開催される学会に出席する場合は、次の各号の規定に基づき助成する。ただし、その総額は、学会発表助成にあっては70,000円、学会参加助成にあっては20,000円を限度とする。

（１）交通費　最寄りの国内空港から目的地の最寄りの空港までの国際航空運賃（往復割引を利用したエコノミー運賃に限る。）のみとし、国内移動に要するものは対象としない。

（２）宿泊費　１泊7,000円とし、２泊を限度とする。この場合において、搭乗予定の航空機が早朝出発又は深夜到着のため自宅との交通に支障があるときは、国内での宿泊を認めることができる。

（助成金の減額）

第９条　本学以外の機関等から学会に出席するために要する費用の一部が助成される場合は、前２条により算定した額から当該助成額を差し引いた額を助成する。

（申請手続、許可等）

第１０条　助成を受けようとする者は、学会発表等助成金申請書に学会の開催要項及び発表又は報告をする者の氏名が記載された文書を添えて、学会に出席する日の４週間前までに、指導教授及び研究科長の承認を経て、学長に申請するものとする。

２　前項の場合において、助成を受けようとする者が理工学部の学生であるときは、前項の承認に加えて、理工学部長の承認も得なければならない。

３　国外で開催される学会に出席する場合は、第１項に掲げる書類のほか、政府登録国際旅行業者が作成した国際航空運賃の領収書を添付するとともに、帰着後に航空券チケットの半券を提出しなければならない。

４　学長は、第１項の申請が助成の目的に沿うものである場合に、助成金の交付を許可し、交付額を決定する。

５　前項により許可を受けた者は、原則として、帰着後に助成金の交付を受けるものとする。ただし、学会が国外で開催される場合には、事前に助成金の交付を受けることができる。

（報告書の提出）

第１１条　助成金の交付を受けた者は、帰着後３週間以内に、学会発表等助成金報告書を、指導教授及び研究科長を経て、学長に提出しなければならない。この場合において、助成を受けようとする者が理工学部の学生であるときは、前条第２項の規定を準用する。

（助成金の返還）

第１２条　助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、学会側の都合、天災その他やむを得ない理由によると認められるときは、この限りでない。

（１）学会が開催されなかったとき。

（２）学会で発表若しくは報告をしなかったとき、又は学会に参加しなかったとき。

（３）前条の報告書を提出しなかったとき。

（事務の所管）

第１３条　助成に関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

（要領の改廃）

第１４条　この要領の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附　則（略）